

（表面）

## パートナーシップ宣誓継続 申告書

（宛先） 向日市長

私たちは、向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において受領証等類似書類を交付されたこと及び互いを人生のパートナーとすることを申告します。

年 月 日

（申告者）

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通称名 \_\_\_\_\_）

新住所 \_\_\_\_\_

（申告者）

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通称名 \_\_\_\_\_）

新住所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

氏名 \_\_\_\_\_

（代筆者）

氏名 \_\_\_\_\_

注）氏名欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を記入してください。

< 郵送の方は以下のご記入をお願いします。 >

代表者の氏 名：

代表者の電話番号※：

代表者のメールアドレス：

希望の受領証カードのデザイン：下からお選びください。

デザイン1（紫）  デザイン2（虹）  デザイン3（無地）

※ 書類の不備等があった場合に、ご連絡いたします。電話での連絡が難しい方は、メールアドレスなどをご記入ください。

（裏面）

## パートナーシップ宣誓継続に関する確認書

私たちは、向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく申告をするに当たり、以下の内容を確認しました。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

確認事項（お互いに確認したことには、□に✓を付けてください。）		
要綱 第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二者の間関係であること	□
要綱 第9条	（受領証等の返還） 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還すること （1）パートナーシップが解消されたとき （2）双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき（宣誓者等が連携自治体に転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。） （3）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき	□
要綱 第7条 第2項	（転入前の連携自治体への情報提供） 市長が、受領証等を交付した事実及び申告に係る事項を、転入前の住所の属する連携自治体に通知することに同意する	□

※1 転入前に交付を受けた受領証等類似書類（受領証又は受領証カード等）、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3箇月以内に発行）を添付して提出してください。

※2 来庁による申告の場合は、職員に本人確認書類を提示してください。郵送による申告の場合は、※1に加え、本人確認書類の写し及び切手貼付の返信用封筒を添付して提出してください。

### 【市職員記載欄】

本人確認書類	□ マイナンバーカード □ 旅券 □ 運転免許証 □ その他（ _____ ）		
申告の可否	□ 可 □ 否		
その他	（郵送申告の場合）本人宛送付日	年	月 日
	通知日（転出地自治体宛）	年	月 日
	その他備考欄（ _____ ）		